

厚木市地域防災計画見直し（案）の概要

1 厚木市地域防災計画について

厚木市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、厚木市防災会議が策定する防災に関する計画で、地震災害、風水害、雪害、火山災害その他の災害に対する総合的な対策を定めています。

本計画は、国、地方公共団体その他公共的機関の役割を明確にし、市の総合的、計画的な防災行政の整備推進を図るとともに、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会秩序を維持することを目的として策定しています。

また、本計画は、国の防災基本計画に基づき、神奈川県地域防災計画等との整合を図り、策定しています。

2 これまでの見直し経過

厚木市では、これまで平成23年度に東日本大震災を踏まえた大幅な見直しを行い、平成24年度に一部追加見直しを行いました。その後、平成24年度から平成26年度までに行われた災害対策基本法の改正や防災基本計画の見直しを踏まえ、平成27年度に見直しを行いました。

平成23年度 東日本大震災を教訓とした全面的な見直し
 平成24年度 保育所の帰宅困難対策、防災用ベンチ整備の追加に伴う見直し
 平成27年度 避難行動要支援者避難支援計画及び地区防災計画の位置付け、指定避難所・指定緊急避難所の指定

3 主な見直し内容

平成27年度の見直し後、水防法等の法令改正や国の防災基本計画及び神奈川県地域防災計画が改定されたことから、それらの内容を踏まえた上で厚木市地域防災計画を見直します。

また、平成28年4月熊本地震や平成30年7月豪雨などによる被害の教訓を計画に反映します。主な見直し内容については、次の表に項目ごとに整理したとおりになります。

新規事項：新規項目として反映する事項 **一部追加事項**：現行計画の文中に一部追加を反映する事項

修正事項：名称、用語及び数値等の時点修正を反映する事項

(1) 国の防災対策の変更に関する項目

見直し事項	見直し後	見直し前
修正事項 ア 避難情報の名称変更の反映 風水害等対策編:p.45 地震災害対策編:該当項	平成28年12月に避難情報の名称が変更になったことから、計画に反映します。	これまでの名称は「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」でした。
一部追加事項 イ 土砂災害防止法改正に伴う要配慮者安全対策の強化 地震災害対策編:p.28 風水害等対策編:p.28	平成29年6月の土砂災害防止法改正に伴い、要配慮者の安全対策について計画に位置付けます。	現行計画には位置付けていません。
一部追加事項 ウ 水防法改正に伴う要配慮者安全対策の強化 風水害等対策編:p.25	平成29年6月の水防法改正に伴い、要配慮者の安全対策について計画に位置付けます。	現行計画には位置付けていません。
新規事項 エ 応援受援体制の強化 地震災害対策編:p.70,147 風水害等対策編:p.75,158	平成28年の熊本地震の教訓から、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に基づき、応援受援の体制について見直します。	現行計画には位置付けていません。
修正事項 オ 南海トラフ地震に関連する情報の運用開始 地震災害対策編:p.188	「東海地震に関する情報」の発表が停止し、新たに「南海トラフ地震に関連する情報」が運用開始されたことから、計画に反映します。	これまでは「東海地震に関する情報」について記載していました。

(2) 県の防災対策の変更に関する項目

【県地域防災計画に基づく変更内容】

見直し事項	見直し後	見直し前
一部追加事項 ア ライフラインの安全対策の追加 地震災害対策編:p.29 風水害等対策編:p.30	ライフライン対策において電力対策として電気自動車や燃料電池自動車の普及について記載します。	現行計画にもライフライン対策について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 イ 被災者支援に関する情報システムの構築 地震災害対策編:p.36 風水害等対策編:p.34	被災者支援に関する業務を円滑に進めるため、被災者支援のための情報システム整備等を記載します。	現行計画には位置付けていません。
新規事項 ウ 消防力の強化のための取組の追加 地震災害対策編:p.40 風水害等対策編:p.38	県消防広域化推進計画に基づく消防広域化について記載します。	現行計画にも消防力強化について記載していますが、左記の記載はありません。

見直し事項	見直し後	見直し前	見直し事項	見直し後	見直し前
一部追加事項 工 一斉帰宅の抑制の追加 地震災害対策編:p.46	地震発生時の一斉帰宅を抑制するための取組について追記しました。	現行計画には帰宅困難者の抑制について記載していますが、左記の記載はありません。	新規事項 セ 「神奈川 DMAT」及び「かながわ DPAT」の追加 地震災害対策編:p.93 風水害等対策編:p.105	「神奈川 DMAT」及び「かながわ DPAT」を記載します。	現行計画には位置付けていません。
一部追加事項 才 罹災証明書交付の実施体制の整備の追加 地震災害対策編:p.48 風水害等対策編:p.54	罹災証明書交付が遅延なく行われるよう、体制の整備について記載します。	現行計画には位置付けていません。	新規事項 ソ 帰宅困難者への対応 地震災害対策編:p.99 風水害等対策編:p.110	帰宅困難者への対応として滞在場所の確保等を記載します。また、地震編及び風水害等編に併せた表現を記載します。	現行計画には位置付けていません。
一部追加事項 カ 外国人のための防災対策の追加 地震災害対策編:p.52 風水害等対策編:p.59	防災対策として外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の普及について記載します。	現行計画にも外国人の防災対策について記載していますが、左記の記載はありません。	新規事項 タ 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保の追加 地震災害対策編:p.103 風水害等対策編:p.115	避難所生活において被災時の男女のニーズの違い把握等、男女双方に配慮した生活環境について記載します。	現行計画には位置付けていません。
一部追加事項 キ 文化財の保護の追加 地震災害対策編:p.61 風水害等対策編:p.68	文化財防災マニュアルの作成等具体的な災害時の文化財防災対策の検討について記載します。	現行計画にも文化財防災対策について記載していますが、左記の記載はありません。	一部追加事項 チ 応急仮設住宅の運営管理対策の追加 地震災害対策編:p.105 風水害等対策編:p.117	応急仮設住宅の入居者の選定について入居者の優先順位や応急仮設住宅の運営管理について記載します。	現行計画にも応急仮設住宅の運営管理について記載していますが、左記の記載はありません。
一部追加事項 ク 災害時のヘリコプターの運用対策の追加 地震災害対策編:p.63 風水害等対策編:p.70	災害時のヘリコプターの運用等において、あらかじめ関係機関と協議することを記載します。	現行計画にもヘリコプターの運用対策について記載していますが、左記の記載はありません。	一部追加事項 ツ 要配慮者への情報提供の追加 地震災害対策編:p.108 風水害等対策編:p.120	要配慮者への情報提供に配慮することを記載します。	現行計画にも要配慮者の避難所生活に関する支援について記載していますが、左記の記載はありません。
一部追加事項 ケ 自主防災組織の女性リーダーの育成の追加 地震災害対策編:p.72 風水害等対策編:p.77	自主防災組織への女性の参加促進と、女性リーダーの育成について記載します。	現行計画にも自主防災隊の育成については記載していますが、左記の記載はありません。	新規事項 テ 防疫活動に関する取組の追加 地震災害対策編:p.111 風水害等対策編:p.123	予防接種の実施について県の指示に従い措置を行うことを記載します。	現行計画にも防疫活動について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 コ 市民への防災知識の普及の追加 地震災害対策編:p.74	地震防災チェックシート等を活用した防災知識の普及について記載します。	現行計画にも市民への防災知識の普及について記載していますが、左記の記載はありません。	一部追加事項 ト 遺体の検視及び処理対策の追加 地震災害対策編:p.111 風水害等対策編:p.123	県のガイドラインに基づき遺体の検視及び処理を行うことを記載します。	現行計画にも遺体の検視及び処理対策について記載していますが、左記の記載はありません。
一部追加事項 サ 通信連絡手段 L アラート（災害情報共有システム）の追加 地震災害対策編:p.83 風水害等対策編:p.93	通信連絡手段として L アラート（災害情報共有システム）を追加します。	現行計画にも通信連絡手段について記載していますが、L アラート（災害情報共有システム）についてはありません。	新規事項 ナ 応急給水及び食料供給対策の追加 地震災害対策編:p.114,115 風水害等対策編:p.126,127	応急給水対策について調達が困難な場合は県及び県営水道に対し要請し、食料供給対策について調達が困難な場合は県に要請することを記載します。	現行計画にも応急給水対策及び食料供給対策について記載していますが、左記の記載はありません
一部追加事項 シ 職員のストレス対策の追加 地震災害対策編:p.91 風水害等対策編:p.103	職員のストレス対策について記載します。	現行計画には位置付けていません。	新規事項 ニ 生活必需物資等の範囲の追加 地震災害対策編:p.116 風水害等対策編:p.127	被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の確保において、生活必需物資等の範囲について記載します。	生活必需物資について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 ス 救助・救急、消火活動に関する県の役割の追加 地震災害対策編:p.91 風水害等対策編:p.103	「神奈川 DMAT」及び「かながわ DPAT」による医療救護活動の応援要請について県の役割を追加しました。	現行計画には位置付けていません。	新規事項 ヲ 避難所に指定された県立高校との連携の追加 地震災害対策編:p.122 風水害等対策編:p.133	避難所に指定された県立高校と市の連携について記載します。	現行計画には位置付けていません。

見直し事項	見直し後	見直し前
新規事項 ネ 緊急通行車両による輸送対象の想定追加 地震災害対策編:p.128 風水害等対策編:p.138	緊急通行車両により輸送する対象の想定について記載します。	現行計画には位置付けていません。
一部追加事項 ノ 除去した障害物の集積場所の追加 地震災害対策編:p.129 風水害等対策編:p.140	障害物の集積場所の選定について記載します。	現行計画にも障害物の集積場所について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 ハ 危険物等対策の追加 地震災害対策編:p.131 風水害等対策編:p.143	危険物対策について記載します。	現行計画には位置付けていません。
一部追加事項 ヒ 被災者への情報提供の追加 地震災害対策編:p.143 風水害等対策編:p.154	避難所以外で避難生活を送る避難者等への情報提供について記載します。	現行計画にも被災者への情報提供について記載していますが、左記の記載はありません。
一部追加事項 フ 建物被害認定調査の補足調査の実施 地震災害対策編:p.169 風水害等対策編:p.181	罹災証明の根拠となる住宅の被災状況に関する情報が不足する場合の建物被害認定調査の補足調査の実施について記載します。	現行計画にも建物被害認定調査の実施について記載していますが、左記の記載はありません。
一部追加事項 ヘ 復興計画の策定に関する留意事項の追加 地震災害対策編:p.170 風水害等対策編:p.182	復興計画の策定に関し、配慮すべき内容について記載します。	現行計画にも復興計画の策定について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 ホ 復興計画策定のプロセスの追加 地震災害対策編:p.171 風水害等対策編:p.183	復興計画策定のプロセスについて記載します。	現行計画には位置付けていません。
新規事項 マ 精神的支援に関する新規項目の追加 地震災害対策編:p.178 風水害等対策編:p.191	被災者の精神保健支援のための地域拠点の設置等、精神的支援に関する項目を記載します。	現行計画に精神的支援に関する項目について記載していますが、左記の記載はありません。
一部追加事項 ミ 雪害対策に関する取組の反映 風水害等対策編:p.197,204	情報の収集・連絡体制の拡充や広域的な応援体制等、雪害対策に関する取組について記載します。	現行計画に雪害対策に関する取組について記載していますが、左記の記載はありません。
修正事項 ム その他県計画に合わせた文言修正 地震災害対策編:該当項 風水害等対策編:該当項	県計画と整合を図り、計画内の表現を県の名称及び文言に修正します。また、数値等の時点修正も反映します。	—

【県水防計画に基づく変更内容】

見直し事項	見直し後	見直し前
修正事項 ア 水位情報 風水害等対策編:p.87,102	「神奈川県水防計画（平成 30 年 4 月）」の見直しに伴い、各水位情報を修正します。	現行計画に水位情報の記載はありません。

（３）市の防災対策の変更に関する項目

見直し事項	見直し後	見直し前
新規事項 ア 建築物等の安全対策の追加 地震災害対策編:p.32	平成 30 年 6 月大阪府北部を震源とする地震におけるブロック塀の倒壊の教訓から、危険ブロック塀の安全対策について記載します。	現行計画には位置付けていません。
新規事項 イ 避難所でのペット対策の追加 地震災害対策編:p.47,103 風水害等対策編:p.53,115	「災害時ペット動物対策行動指針（平成 29 年 3 月）」、「災害時飼養動物対策マニュアル（平成 30 年 3 月）」に基づき、ペット同行避難のルールについて市民に周知することを追加します。	現行計画には位置付けていません。
新規事項 ウ 緊急医療救護所・地域医療救護所の追加 地震災害対策編:p.58 風水害等対策編:p.65	本編にも緊急医療救護所及び地域医療救護所の施設一覧を追加しました。	資料編に掲載。
一部追加事項 エ 緊急輸送道路の追加 地震災害対策編:p.62,63 風水害等対策編:p.69,70	第 1 次緊急輸送道路 第二東海自動車道（新東名高速道路） 第 2 次緊急輸送道路 県道 602 号（本厚木停車場） 市道厚木町中町 4 号線 市道中町 23 号線	現行計画にも緊急輸送道路について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 オ 災害廃棄物の処理対策の追加 地震災害対策編:p.69,137 風水害等対策編:p.74,148	平成 30 年 3 月に市が策定した「厚木市災害廃棄物処理計画」との整合を図り、現行計画のし尿・ごみ処理に関する節と合わせ、新たに節として「災害廃棄物処理対策」を設けます。	現行計画にも災害時のごみ処理について記載していますが、「厚木市災害廃棄物処理計画」の内容は反映していません。
新規事項 カ 地区別防災計画の策定の追加 地震災害対策編:p.72 風水害等対策編:p.77	地震被害想定調査に基づき、地区別防災計画の策定について記載します。	現行計画にも自主防災隊の組織強化について記載していますが、左記の記載はありません。
新規事項 キ 災害対策本部長の代行順位の追加 地震災害対策編:p.79 風水害等対策編:p.89	市長が不在かつ連絡不能な場合は本部長の代行順位を記載します。	現行計画には位置付けていません。

見直し事項	見直し後	見直し前
<p>一部追加事項</p> <p>ク ドローンを活用した災害情報収集の追加 地震災害対策編:p.84 風水害等対策編:p.94</p>	<p>災害情報収集手段として無人航空機（ドローン）の活用を記載します。</p>	<p>現行計画には位置付けていません。</p>
<p>修正事項</p> <p>ケ 指定避難所及び指定緊急避難場所</p> <p>資料編</p>	<p>水防法の改正に伴い、見直された浸水想定区域及び新規追加された土砂災害警戒区域、施設の耐震性等を踏まえ、指定避難所、指定緊急避難場所を修正します。</p>	<p>現行計画にも指定避難所及び指定緊急避難場所を地域防災計画に記載しています。</p>